松原市は世界基準（WHO推奨）の安心・安全なまちを目指します

いきいきと安心・安全に暮らし続けたい――

年代を問わず、あらゆる人がそう望みます。では、危険がなく、心安らぐ暮らしやすいまちをつくるのにはどうすればよいのでしょうか？

行政が主導するだけでは、真の安心・安全は実現できません。

市・警察・消防などの行政機関と医療機関、そしてこの松原市で暮らす市民の皆さんが連携し、地域が抱える課題は何か、どうすればより安心・安全に暮らすことができるのかを自ら考え、行動していくことが一番の近道であると考えます。そして、それを継続していくことが必要であると考えます。

そこで私たちが、行き着いた答え……

それが『セーフコミュニティ』です

セーフコミュニティとは？

けがを引き起こす事故などは予防することができる

セーフコミュニティは、事故やけがなどは、偶然起こるものではなく、「予防できる」という理念のもと、事故や犯罪などのデータを科学的に検証することで地域に潜む危険性を明らかにし、住民らで作る協議会が主体となって安心・安全なまちづくりに向けた対策を講じ、予防につなげるもので、行政をはじめ、学校、医療機関、町会や自治会、家庭などが連携・協働して、人と人とのつながりを大切にした住みよいまちづくりを進める取り組みです。

わかりやすく言えば、「転ばぬ先の杖」といったもので、けがや事故の原因を取り除くことにより、それらが起こる前に防いでいこうとするものです。

「安全な地域」と直訳できるこの活動は、スウェーデンで始まり、一定の基準（3ページ参照）を満たした地域に対して、WHO（世界保健機関）セーフコミュニティ協働センターが認証を行っています。

現在、世界で247の地域（平成23年6月1日現在）が認証を受けており、日本では平成20年に京都府亀岡市が初めて認証を受けました。

大阪府内では松原市が初めて取得を目指して活動します。

正式にセーフコミュニティ取り組みのメンバーとして認められ、WHO協働センターのホームページ（http://www.phs.ki.se/csp/who_safe_communities_network_en.htm）に登録されました。

なぜセーフコミュニティなの？

安心・安全なまちで暮らしたいと思うことは、すべての人の願い

WHOの認証を取得することで、松原市が取り組む安心・安全のレベルが、世界基準に基づいて評価されます。また、認証を取得することは、まち全体のイメージアップにつながり、世界中の人々に新たな居住地を考える際などの判断基準として示すことができるのです。

認証を取得するための6指標

①分野を越えた協働を推進する組織を設置していること
②全ての性別・年齢・環境・状況を対象として、長期にわたる継続的な予防活動を実施していること
③けがを起こしやすい年齢層や地域などと環境に焦点を当てたハイリスクグループを対象とした予防活動を実施していること
④傷害の頻度と原因を継続的に記録する仕組みを持っていること
⑤予防活動の効果・影響を測定・評価するための仕組みを持っていること
⑥国内・国際的な「セーフコミュニティ」のネットワークに継続的に市として参加すること

これまでの活動とは違うの？

これまでの取り組みを一つの目的に向かって結集

市では、「青色防犯パトロール」や「介護予防教室」、消防本部や消防団による「夜間パトロール」、また地域の協力を得ながら、「子どもの安全見守り隊」活動などさまざまな安全のための取り組みを行っています。

「たくさんの安全活動があるのに、なぜセーフコミュニティ活動が必要なの？」という疑問もでてくるでしょう。

セーフコミュニティは、今の活動や事業をやめ、新たな活動を始めるわけではありません。

より安全で安心して暮らすことができるまちをつくるという一つの目的に向かって、これまで皆さんが行ってきた地域活動や事業を連携させ、それらに科学的分析による予防活動を取り入れ、効果的で持続的な活動を行っていく取り組みです。

これらの取り組みは、一過性のものでは一時的な効果しかもたらしません。効果的に取り組まれているのか、内容はこのままでいいのかなど、評価する仕組みが必要となります。また、評価し、改善が必要であればそれを実行していく仕組みも必要となります。

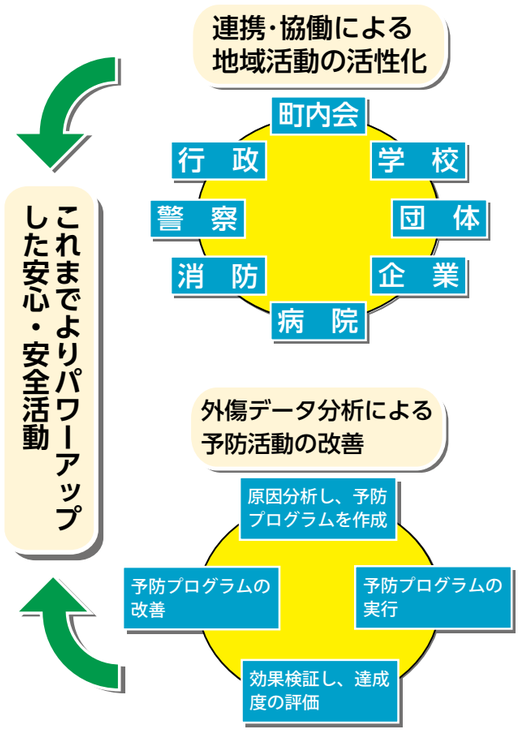

このような活動もすべて「セーフコミュニティ活動」です

青色防犯パトロール	子どもの安全見守り隊	介護予防教室	消防車による夜間パトロール
子どもたちの下校時間などに合わせて青色灯を装着した公用車で市内を巡回しています。	PTAや老人会など地域の人たちにより、市内すべての小学校で結成されています。	高齢者向けに体操やトレーニング機器を使用しながら体育館などで実施しています。	放火防止や危険個所の調査を目的に毎月20日に実施しています。

松原市は世界基準（WHO推奨）の安心・安全なまちを目指します

セーフコミュニティは「いのち」を守る取り組み

私たちの安心・安全な暮らしの脅威となるあらゆる分野が対象

●事故の防止
交通事故、転倒・転落、溺水、不慮の窒息・中毒、火災など
●犯罪・暴力の防止
他殺、傷害、薬物・アルコール中毒、児童・高齢者虐待、DVなど
●その他
自殺、外傷後ストレス障害（PTSD）、心的外傷（トラウマ）、災害など

年齢層や環境ごとで事件や事故の起こりやすい要因を調べ、対策を施すことが安心・安全なまちづくりにつながります。

こんな効果が期待できます

地域が主体となることで、人と人との信頼や絆が回復

①地域の安全が向上します

同じ場所で、同じようにけがをする、また事故が起こるというようなことはありませんか？ほとんどの事象は偶然起こるのではなく、必ず何か原因があります。

その原因を把握し、対策を施すことで未然に事故そのものを防ぐことができます。

セーフコミュニティの先進地であるスウェーデンなどでは、この取り組みを進めることにより、外傷や事故が約30％も減少しています。

②地域コミュニティ再生のきっかけになります

地域のことはそこで暮らす人々が一番よく把握しています。「みんなが事故にも遭わず、犯罪にも巻き込まれずに、安心して暮らしていくにはどうすればよいのか」を、地域住民が考え、力を合わせてその原因を取り除いていく。

この過程を経ることで、人と人とがお互いに信頼しあえる地域を再生し、安全で安心して暮らせるまちづくりが行えるのです。

③地域のイメージアップにつながります

心の通う安心・安全なまちづくりが進むと、地域のイメージアップが図られます。松原市に住みたいと望む人々がきっと増えることでしょう。また、一人ひとりが主体となってまちづくりを進めることで、私たちのまちを「自分たちの誇り」にすることができます。

④医療費など社会保障費の削減に効果があります

社会の高齢化に伴い社会保障費は、年々増加の一途をたどっています。外傷や事故などを未然に防ぐ取り組みを進めることにより、これまで必要とされた医療費や介護費用を削減できるかもしれません。削減した分は、別の事業の財源とすることができます。

最後に

数字として目に見える効果をどこまで出せるのかはまだわかりませんが、安心・安全度の向上や、地域の再生、地域のイメージアップについては、目に見えない効果として必ず実感できるはずです。

セーフコミュニティに取り組み、これから育っていく子どもたちへ、さらにその孫まで安心・安全なまちを残していくこと、それが私たちが現在抱いている願いです。

自分自身を大切にしてください。そして、少しだけ周りに目を向けてください。少しだけ手を伸ばしてください。それが強い絆を育んでいく芽となることでしょう。

想像してください。皆さんは、どんなまちで暮らしたいですか。

問合せ　市民安全課セーフコミュニティ係（☎337・3151）

定例記者会見でセーフコミュニティの取り組み宣言をする澤井宏文市長（5月31日）

平成22年度 予算執行状況

直通電話の記載のない部署・閉庁時は市役所代表へ
市役所代表　☎334－1550

平成22年度の一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ386億1千万円の規模で編成しました。その後、新たに発生した行政需要に対応するため7回の補正を行い、歳入歳出それぞれ18億1千3万9千円を追加し、404億2千3万9千円となっています。平成22年度は、「自主性と自立性のあるまちづくり」「安心・安全なまちづくり」「市民協働のまちづくり」「将来を見据えたまちづくり」の4つの「まちづくり」を重点課題とし、市民が安全に、安心して暮らすための施策を実施しました。

◆『日本一明るいまち　松原』の実現に向けて

誰もが健康でいきいきと暮らせるよう30歳以上を対象に実施しているマンモグラフィによる乳がん検診に20歳代のエコー検診を追加しました。さらに子宮頸がん、小児ヒブワクチンの予防接種費用助成にもいち早く取り組み、小児肺炎球菌予防接種の助成を行いました。

また、安心して出産し子育てができるよう、妊婦検診の助成を充実するとともに市内の全市立幼稚園において保育時間終了後の預かり保育を実施するなど、子育てしやすい環境の充実に努めました。

順次進めていました小中学校耐震補強工事につきましては、平成22年度に全小中学校において耐震補強工事が完了しました。災害時の非常用電力として活用できる太陽光発電の整備を小学校8校、中学校3校で完了し、残る小学校7校、中学校4校の設計を進めました。専門的知識と豊かな教職経験を持つ優秀な人材を活用し、児童・生徒の学力向上ならびに教職員の資質向上のため市立小中学校に教育アドバイザーを配置しました。

産学官の連携を図り、「まつばらブランド研究会」を立ち上げ、地産地消を普及促進するため農商工が連携して、松原市の食品や農畜産物を紹介および販売する「食」をテーマにした「まつばらマルシェ」を開催しました。

◆健全な財政の取り組みを促進

本市を取り巻く状況は、近年の景気の悪化に伴う生活保護費をはじめとする社会保障関係経費の増加や市民所得の低下などによる市税収入の減少など、一層厳しい財政運営が続くと考えられます。

健全な財政への取り組みを促進するため、市内2カ所の学校給食センターを統合し、効率的な運営を図るなど、諸経費の抑制と行政のスリム化を推進します。

『日本一明るいまち　松原』の実現のため、真に必要な市民サービスの提供を行いながら健全財政の堅持のため、より一層の行財政改革に努めていきます。

▼問合せ　財政課

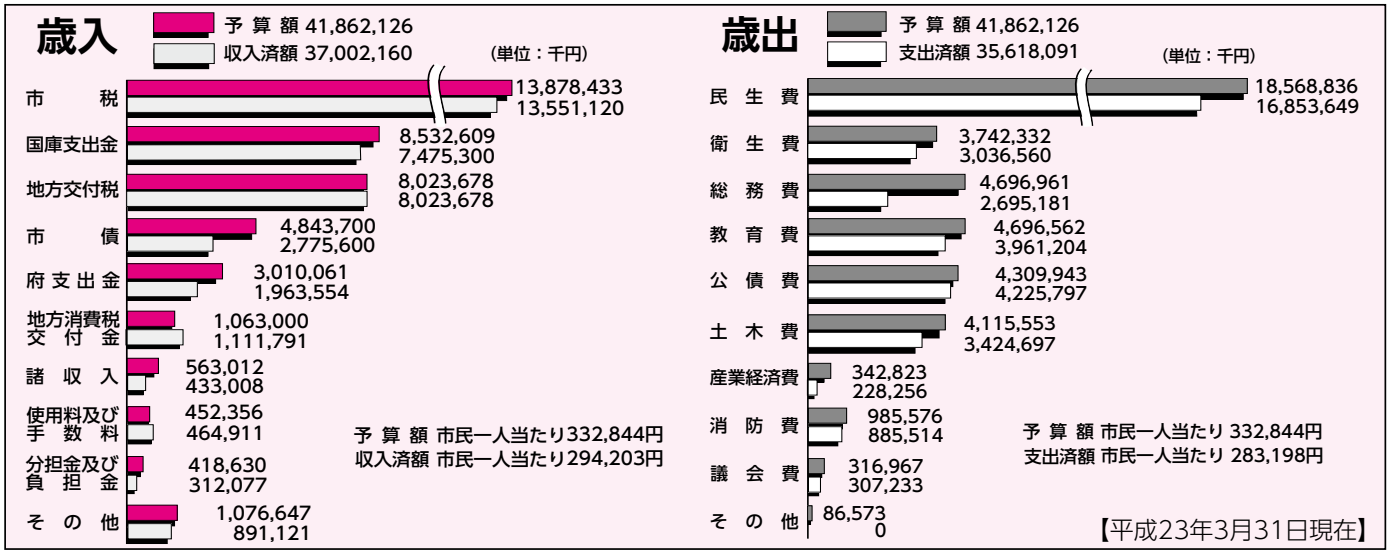

▼特別会計予算執行状況　(単位：千円)

会計区分	予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険	19,126,319	13,581,890	17,532,169
下水道事業	8,279,200	4,813,675	7,471,912
老人保健	7,766	5,702	2,425
介護保険	8,285,253	7,426,250	7,234,765
後期高齢者医療	1,222,184	1,074,666	949,054
財産区	1,553,430	1,552,843	31,495
合　計	38,474,152	28,455,026	33,221,820

▼市民の負担状況

区　分	収入済額(千円)	市民一人当たり(円)	一世帯当たり(円)
市民税	5,926,343	47,120	109,048
固定資産税	5,579,464	44,362	102,666
軽自動車税	117,402	933	2,160
市たばこ税	685,672	5,452	12,617
特別土地保有税	0	0	0
入湯税	596	5	11
都市計画税	1,241,643	9,872	22,847

▼市債残高

会計名	現在高(千円)	市民一人当たり(円)
一般会計	36,582,901	290,869
下水道事業特別会計	53,810,995	427,849
介護保険特別会計	23,681	188

▼市の主な財産

名　称	土　地	建　物
道　路	1,040,917㎡	—
学　校	359,762㎡	170,324㎡
公　園	108,575㎡	186㎡
水　道	21,748㎡	3,077㎡
その他	316,699㎡	125,202㎡

40周年を迎えた学校給食

本市の学校給食は、現在は小学校15校と中学校1校で実施しています。

小学校時代に給食の時間が楽しみだったという人もたくさんおられることと思います。松原市の給食が始まって40年。学校給食は今どのようになっているのでしょうか。

問合せ　教育委員会学校給食課

●毎日の献立づくり

毎日の献立は、学校給食センターの栄養士が原案を作成し、保護者代表や学校関係者などで構成する献立作成委員会で決定されます。

献立の作成については、栄養面や衛生面はもちろん、子どもたちの好みなどにも配慮しているほか、地場産の食材を活用するなどの工夫をしながら、さまざまな食べ物が給食に登場するように心掛けています。また、アレルゲンが確認できるよう希望する保護者には原料配合表をお配りしています。

給食の献立は、ごはんが週3回とパンが週2回、それに牛乳1本とおかずが3品となっています。

昭和46年に始まった本市の学校給食は、多いときは1日約1万8千食を調理していましたが、児童生徒数の減少により現在は1日約8千食となっています。

●衛生管理を徹底

子どもたちが口にする学校給食には、高い安全性と信頼性が求められることから、厳しい衛生管理が必要となります。

市では子どもたちが安心して学校給食を食べることができるように、文部科学省が定めた学校給食衛生管理基準を基に食材搬入から調理済み食品の配送までのそれぞれの工程に合わせた衛生管理を実施しています。

●給食にかかる費用

給食にかかる費用のうち、食材費については保護者の皆さんに給食費として負担していただいていますが、その他にも施設の管理や調理業務などにも費用が必要です。それらを含めると給食1食あたりにかかっている費用は、509円（平成21年度）になります（下記参照）。

▶1食あたりの給食費

学　年	金　額
小学1～3年生	225円
小学4～6年生	235円
中学生	255円

▶1食あたりの給食に係る費用
（小学校高学年の場合）

235円（保護者負担）＋
274円（市負担額）
＝509円

▶現在の給食事業にかかる費用

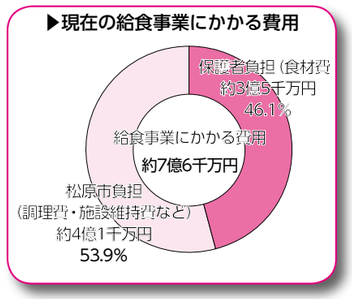

●食育（食に関する指導）

学校では、給食の時間をはじめとしてさまざまな教科・総合的な学習の時間などの中で食べ物の大切さや食べ物にかかわるすべてのものに対する感謝の気持ちを育むような指導が行われています。しかし、下表のように、中学校では給食の食べ残しの量が小学校より多く、栄養摂取面での課題とともに、給食指導のあり方にも大きな課題があります。

成長期の子どもたちが食べ物についての正しい知識をしっかり身につけられるよう、より効果的な食育を進めていきます。

●中学校給食について

現在、中学校給食の実施に向けた施設整備などに対して大阪府から新しい補助金制度の提案が示されています。

本市の中学生にとって、どのような給食のあり方が最もふさわしいのかということを念頭に、補助金を活用した場合の財政的負担や残菜量と食育の関係など中学校給食を取り巻くさまざまな状況を整理することが必要です。

教育委員会ではこれらの問題を整理しながら、今後の中学校給食のあり方について検討を進めています。

▶残菜量（平成22年度平均）

	小学校	中学校
おかず	11.8%	19.8%
ごはん	18.6%	27.6%
パ　ン	5.9%	12.5%
牛　乳	3.6%	44.5%

●新学校給食センターを建設中

現在、新しい学校給食センターを建設中です。新給食センターは最新の衛生管理の考え方に基づいた設計となっており、今まで以上に安心安全でおいしい給食を子どもたちに届けることができます。

完成予定図

7月中旬に送付
国民健康保険料の納入通知書

◆納入通知書の送付

7月中旬に平成23年度国民健康保険料の納入通知書を送付します。

今回お届けする本算定納入通知書の保険料は、平成22年中の総所得金額より算定された今年度の確定保険料となります。

毎月の保険料は、本算定にて確定した年間保険料から前期分（4～6月）の金額を差し引いたものを7月から翌年3月まで均等に振り分けています。また、40歳から65歳未満の人には、介護保険料もあわせて納めていただくことになります。

特別徴収（年金天引き）の人は異なりますので、納入通知書でご確認ください。

＊納入通知書発送後2週間程度は、保険料に関する問い合わせや相談などで窓口や電話は大変混雑します。ご了承ください。

◆国民健康保険高齢受給者証の更新

現在、国民健康保険にご加入の70歳以上75歳未満の人に交付されている高齢受給者証は、7月31日で有効期限が切れます。毎年8月1日に前年中の所得によって負担割合の再判定を行い、平成21年中と平成22年中に所得変動があった人は負担割合が変わる場合があります。

なお、制度改正により平成24年4月以降高齢受給者証をお持ちの人で現在1割負担の人は、2割負担へ変更になる予定です。

新しい高齢受給者証は7月中旬から下旬にかけて普通郵便にて自宅に送付しますので確認してください。

◆限度額認定証などの更新

現在交付している入院時に必要な「国民健康保険限度額適用認定証」および「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」は、7月31日で有効期限が切れます。8月1日以降に引き続き必要な人は更新および申請の手続きをしてください。

なお、70歳以上の人は、平成23年度の市民税非課税世帯に属する人のみ更新および申請の手続きが必要となります。

◎国民健康保険料の決め方◎

国民健康保険料は、1年間に要する医療費全体の見込み額に対し、国・府・松原市の負担分を除いた残り分を被保険者の皆さんの保険料で賄っています。

国民健康保険料は各世帯に割り当てられ、図のとおり「所得割」「均等割」「平等割」の3つからなっています。

〈国民健康保険財政のしくみ〉

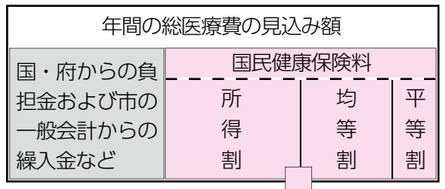

●所得割：加入者の前年所得に応じて算定
●均等割：加入者数に応じて算定
●平等割：加入世帯数に応じて算定

また、保険料は、基礎分（医療保険分）・後期高齢者支援金分・介護保険分を足した金額となります（介護保険分は40歳から65歳未満の被保険者のみ）。

◆国民健康保険特定疾病療養受療証の更新

現在交付している「国民健康保険特定疾病療養受療証」は、7月31日で有効期限が切れます。すでに受療証をお持ちの人に関しては、8月1日に前年中の所得によって自己負担限度額の再判定を行い、7月中旬から下旬にかけて送付しますので、申請の必要はありません。

「国民健康保険特定疾病療養受療証」とは、高額な治療を長期間継続して行う必要のある先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の人に対して、申請により交付するものです。病院などの窓口に提示すれば、自己負担額は1カ月1万円までとなります。ただし、慢性腎不全で人工透析が必要な70歳未満の上位所得者については、自己負担額は1カ月2万円までです。新規申請時には、医師の意見書が必要となります。

◆日ごろの健康管理と適切な受診を

高齢化や医療技術の進歩などから、医療費が年々増加しているため、国民健康保険事業の財政は、非常に厳しい状態にあります。医療費が増加すれば、保険料も引き上げざるを得ず、加入している皆さんの負担も大きくなります。

特定健康診査を利用するなど、健康管理を行うとともに、病気の早期発見・早期治療に努めましょう。

▼問合せ　保険年金課

65歳以上の人へ、7月中旬に介護保険料の本決定通知書を送付します

平成23年度介護保険料本決定通知を7月中旬に送付します。介護保険料は、所得状況や世帯状況などにより、9段階の設定になっており、平成23年度市民税額の確定に伴い、年間保険料を決定しました。今回送付した本決定通知書は、決定した年間保険料から4月の仮決定（前期分）で通知した金額を差し引いたものとなっています。

●介護保険料の納入方法について

▶特別徴収（年金天引き）の人

原則として、年額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から年6回の年金支給の際、保険料を天引きでお支払いいただきます。

▶普通徴収（年金天引き以外）の人

特別徴収の対象とならない人は、市が定める納期（毎年4月から翌年3月までの12期）に納入通知書（納付書）や口座振替などで保険料を納めていただきます。

●保険料の納め忘れに注意

介護保険料を長期間滞納すると、介護サービスを受ける際に、利用料がいったん全額自己負担となる「償還払い」となったり、さらに滞納が続くと保険給付の一時差し止めや高額介護サービスが受けられなくなったりする場合があります。

●介護保険料の減額および利用者負担の軽減制度

市では、生活が困難な人の経済的負担の軽減を図るため、保険料の減額および介護サービス費の自己負担分を助成する制度を実施しています。

▶対象

要介護者などの市民税非課税世帯で一定の収入以下の人などです。ただし、適用については世帯の収入や資産状況、扶養状況などに条件があります。

また、火災などにより家財やその他の財産に著しい損害を受けた事などによる法定減免制度もあります。

詳しくは高齢介護課までお問い合わせください。

■**問合せ**　高齢介護課

みんなで支え合う介護保険　― 平成21年度の利用状況 ―

※過去3年間の利用状況を踏まえて、平成21年度から23年度の保険料を決めています

◇介護保険制度は、利用の見込まれる給付額全体に対し、半分（50%）を国、府、松原市が負担し、残り半分（50%）のうち20%を65歳以上の人の保険料、残り30%を40歳から64歳までの人の保険料で運営されています。（右グラフ参照）

平成21年度の介護給付額は、総費用額約70億5,517万円でした。主な内訳は下表のとおりです。

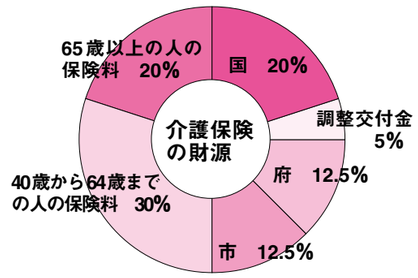

	金　額	受給者総数（延べ人数）	1人当たりの給付月額	サービス内容
居宅介護サービス	33億8,184万円	35,734人	94,639円	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、住宅改修など
施設介護サービス	30億1,574万円	10,858人	277,744円	老人福祉施設 老人保健施設 療養型医療施設
地域密着型サービス	2億2,026万円	1,214人	181,433円	認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所施設
その他	4億3,733万円	27,115人	16,129円	高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費など
合　計	70億5,517万円	74,921人	94,168円（全利用者の平均月額）	

◇平成22年3月末の要介護（支援）認定者数は5,010人、うちサービス受給者は3,999人（居宅介護サービス受給者3,013人、施設介護サービス受給者885人、地域密着型サービス受給者101人）でした。

高齢化に伴い、今後も給付費の伸びが見込まれます。介護保険制度の安定した運営、また、介護が必要となったときに安心して介護サービスが受けられるように、介護保険制度にご理解のうえ、保険料の納付にご協力をお願いします。

▶**問合せ**　高齢介護課

後期高齢者医療制度

保険料決定および被保険者証の更新などのお知らせ

平成23年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書（納入通知書）を7月中旬に送付します

後期高齢者医療保険料の納入方法について

保険料の納入方法は、年金からの天引きで納めていただく「特別徴収」と、納付書や口座振替などで納めていただく「普通徴収」の二通りに分かれます。

また、年度途中に被保険者となられた人は、資格を取得した月から保険料が発生するので納付書をお送りします。

▼特別徴収（年金天引き）の人

原則として、年額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から年6回の年金支給の際、保険料を年金からの天引きでお支払いいただきます。

▼普通徴収（年金天引き以外）の人

特別徴収の対象とならない人は、市が定める納期（毎年7月から翌年3月までの9期）に納付書や口座振替などで保険料を納めていただきます。

＊特別徴収（年金天引き）を口座振替に変更することができます。希望される人は、医療支援課でご相談ください。

後期高齢者医療被保険者に対する不審電話などについて

大阪府後期高齢者医療広域連合から、全国各地で発生している後期高齢者医療被保険者に対する不審電話や振り込め詐欺事件に関する情報提供が多数寄せられています。

厚生労働省や市役所、後期高齢者医療広域連合の職員が、保険料の還付や高額療養費の支給などについて、電話を通じて金融機関でのATMの操作をお願いすることはありませんので、ご注意ください。

▼**問合せ**　松原市医療支援課
大阪府後期高齢者医療広域連合
資格管理課、給付課
☎06・4790・2028
総務企画課
☎06・4790・2029
FAX 06・4790・2030（共通）
http://www.kouikirengo-osaka.jp

後期高齢者医療被保険者証がかわります

8月から「後期高齢者医療被保険者証」が、橙色に変わります。新しい被保険者証は7月末までにお送りします。

有効期限は平成24年7月31日までの1年間です。

また、現在お持ちの被保険者証（青色）の有効期限は、平成23年7月31日までです。それ以後はご使用できませんのでご注意ください。

なお、新しい被保険者証（橙色）はお手元に届いたときからご使用いただけます。

▼**問合せ**　医療支援課

8月1日から老人医療証更新

現在交付している「老人医療（一部負担金相当額等一部助成）医療証」は7月31日で有効期限が切れます。引き続き対象となる人には、7月中に新しい医療証を送付します。

▼**問合せ**　医療支援課

公共施設循環バス“ぐるりん号”に広告を掲載してみませんか

●**掲載場所**　バスの車体側面（計3台）の窓ガラス

●**募集内容**（1台あたり）

広告のサイズ	掲載料（月額）	募集枠数
縦14cm×横50cm以下	1枠1,500円	3枠（1枠につき2カ所）
縦70cm×横60cm以下	1枠6,000円	1枠（1枠につき2カ所）

※広告シールは広告主が作成し、掲載、撤去なども広告主において自己の費用で実施していただきます。

●**広告掲載期間**

1カ月単位。なお翌年3月までの複数月にわたる掲載も可能です。

●**申込み**

広告掲出を希望する月の前々月の末日（土・日・祝日などにあたるときはその前の土・日・祝日でない日）までに政策法務課へ。

◆**次のような広告は掲載できません**

①市における公共性、中立性および品位を損なうおそれのあるもの　②政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝に係るもの　③公序良俗に反するおそれがあるもの　④市長が広告として適当でないと認めるもの

※詳細は市ホームページをご覧ください。

※イメージです

●**問合せ**　政策法務課

10月1日から 水道料金・下水道料金が変わります

上下水道部では、施政方針でもある「安心・安全なまちづくり」を実現すべく、安全でおいしい水の供給はもちろん、急速な汚水整備による生活環境の改善、雨水整備による浸水対策などに力を注いできました。

しかし整備を進める一方で、下水道事業に関しては大変厳しい財政状況が続いています。

下水道は先行投資型の事業です。下水道管やポンプ場の建設にかかる多額の費用は、借入金でまかなわれます。建設後、借入金の返済や施設維持管理のための費用が必要となり、その費用は事業の性質から自然現象である雨水の排除を行う「雨水処理費」と、生活排水などの汚れた水を処理する「汚水処理費」に分けられます。

その財源として雨水の処理は広く市民の皆さんに効果がおよぶため公費（市税）でまかない、汚水の処理は利用者の皆さんからいただく下水道使用料でまかなうことを原則としています（雨水公費・汚水私費の原則）。

しかし、汚水処理経費に関しては使用料収入を大きく上回り、まかないきれないのが現状です。

これまで、職員数の削減や経費の削減など経営の健全化に向け努力してきましたが、現状の使用料では収支改善を図ることができない状況です。このことから、今回やむを得ず料金を見直すこととなりました。

水道料金に関しましては、業務の効率化を図り経費の削減に努めたことにより、平成22年度において累積していた赤字額の解消をすることができ、少しでも住民の皆さんに負担軽減を図るため、料金の見直しをすることとしています。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ　上下水道総務課

料金例　（単位:円）

下水道使用料【1カ月】
平均改定率22.0%（値上げ）

水量	改定	現行	比較
0~6㎥	744	764	△20
18㎥	2,424	2,004	420
25㎥	3,709	2,987	722
30㎥	4,674	3,722	952
40㎥	6,924	5,482	1,442
50㎥	9,174	7,242	1,932

水道料金【1カ月】
平均改定率△4.5%（値下げ）

水量	改定	現行	比較
0~6㎥	745	829	△84
18㎥	2,585	2,679	△94
25㎥	4,082	4,254	△172
30㎥	5,227	5,459	△232
40㎥	8,077	8,459	△382
50㎥	10,927	11,459	△532

※口径13㎜用メーター使用料52円含む
※請求は2カ月に一度です

水道・下水道合算【1カ月】

水量	改定	現行	比較
0~6㎥	1,489	1,593	△104
18㎥	5,009	4,683	326
25㎥	7,791	7,241	550
30㎥	9,901	9,181	720
40㎥	15,001	13,941	1,060
50㎥	20,101	18,701	1,400

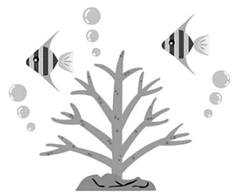

公共下水道の整備を進めています 下水道普及率は88・7%になります

市では、市民の皆さんに快適で衛生的な生活を送っていただくよう、公共下水道の整備を進めています。7月1日から新たに左表の一部で供用開始を行い、すでに供用開始している地域を含め、下水道普及率は88・7%となります。今後も順次、公共下水道の整備を進めていきます。

新たに供用開始される区域
（各区域の一部が対象）

阿保2・4丁目	河合1丁目	東新町1丁目
天美我堂6丁目	北新町4・6丁目	一津屋1・2・4・5丁目
天美西2丁目	柴垣2丁目	別所5・7・8丁目
天美東2丁目	新堂1・5丁目	三宅中6丁目
上田4丁目	田井城4丁目	三宅西3丁目
大堀2・3丁目	高見の里1・3・5・6丁目	三宅東1丁目
岡2丁目	立部1・3丁目	若林1丁目
小川1・5丁目		

下水道マスコットキャラクター
“スイスイ”

◎広がる水洗化区域

上表の対象区域につきましては、6月下旬から、市職員が水洗化の手続きの方法や業者名簿などを記載した「水洗化のしおり」を持って戸別に訪問しています。

◎3年以内に水洗化工事を

公共下水道の供用を開始した区域では、3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造してください。また、台所、風呂など生活雑排水や浄化槽式水洗便所も公共下水道に接続する工事を行ってください。なお、すでに供用を開始した区域で、まだ下水道に接続していない建物についても工事をお願いします。

▼問合せ　上下水道管理課

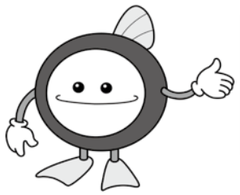

今池水みらいセンターに「風の広場」がオープンします

8月3日、松原市をはじめ8市の下水を対象に処理している今池水みらいセンターの水処理施設の屋上を有効活用し、ソフトボールなどのスポーツにご利用いただける多目的広場や、みどり豊かな園路が整備されました。2ヘクタールの屋上広場はどなたでもご利用いただけます。

すでに利用されている『虹の広場』とともに、ぜひ一度ご利用ください。

↓風の広場

→風の広場・
虹の広場位置図

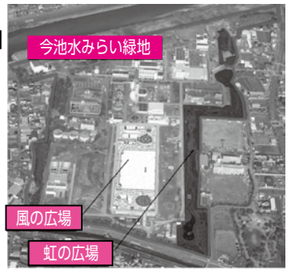

◇所在地　天美西7－265－1
◇駐車場　25台（内2台は身障者用）
◇利用時間帯　午前8時～午後5時（春分の日から秋分の日の間は午後6時まで）
◇休場日　火曜日・12月29日～1月3日
◇問合せ
大阪府南部流域下水道事務所
・今池管理センター（☎072－336－7655）
・維持管理課（☎072－438－8235）
HP（http://www.pref.osaka.jp/nambugesui/）

7月

不燃物・粗大ごみ
夏期特別収集を実施

不燃物・粗大ごみの夏期特別収集を実施します。左表の日程で月2回収集を行います。分別のルールを守り、ごみの減量とリサイクルに皆さんのより一層のご協力をお願いします。

▼問合せ　環境業務課

不燃物・粗大ごみ特別収集日程

	第1・第3週	第2・第4週
月曜日	●天美北1～3丁目　●上田3～8丁目 ●大堀2～4丁目　●別所1、3～9丁目 ●三宅東3、7丁目	●阿保1～3丁目　●阿保5～7丁目 ●上田1～2丁目　●三宅中1～8丁目 ●三宅東1～2丁目　●三宅東4～6丁目
火曜日	●天美西2～8丁目　●大堀1、5丁目 ●小川1～6丁目　●北新町1～2丁目 ●田井城1～6丁目 ●東新町4丁目(近鉄線西) ●東新町5丁目　●若林1～2丁目	●天美我堂1～7丁目 ●天美我堂朝日プラザ ●高見の里3～4丁目 ●東新町1～2丁目 ●東新町アーバンコンフォート
水曜日	●河合1～4丁目 ●新堂1～4丁目 ●高見の里1～2丁目	●天美南1～3丁目　●立部5丁目 ●田井城ふぁみーゆ、サンシティ ●東新町3丁目　●東新町4丁目(近鉄線東) ●三宅西1～7丁目
木曜日	●天美東1～7丁目　●柴垣1～2丁目 ●立部1～2丁目　●松ヶ丘2～3丁目	●岡1～6丁目　●一津屋1～6丁目 ●別所2丁目
金曜日	●天美南4～6丁目　●天美東8丁目 ●岡7丁目　●河合5～6丁目 ●北新町6丁目　●新堂5丁目 ●高見の里5～6丁目　●丹南1～6丁目 ●南新町2～4丁目　●南新町6丁目	●阿保4丁目　●北新町3～5丁目 ●立部3～4丁目　●西大塚1～2丁目 ●西野々1～2丁目　●松ヶ丘1、4丁目 ●南新町1、5丁目
土曜日	●天美西1丁目 ●天美東9丁目	●天美北4～8丁目

「まつばら再発見！」第2回　松原市観光写真コンクール
自慢の写真お待ちしています

四季折々の風物や催し、地域の人のふれあいや活気あふれるまちの様子などを題材とした写真コンクールを実施します。テーマは自由です。キラリと光る松原市の魅力あふれる写真を、奮ってご応募ください。

●募集題材
・史跡、風物、まつり、行事、催しおよび地域の農・商・工業に関する近作。
・四季を通じて松原市の観光資源をPRするのに適したもの。
・ホームページや、観光パンフレット、カレンダーなどへの掲載に適したもの。
・プライバシーや肖像権などの権利を侵害する恐れのないもの。

●サイズ
四ツ切判、ワイド四ツ切判、A4判

●受付期間
9月1日㈭～10月31日㈪（受付期間外は応募不可）

●応募方法
産業振興課で配布する応募票（ホームページで印刷可能）に必要事項を記入の上、持参もしくは郵送（〒580－8501　松原市役所産業振興課宛）でご応募ください（1人5点まで応募可）。

●審査
写真家の亀村俊二さん（日本写真家協会会員）により入賞候補作品を絞り込み、各賞作品を選定します。
※各賞に応じ、副賞などがあります。

●展示時期および場所
入賞作品については12月19日㈪～21日㈬に市役所市民ロビーにて展示。入賞者には個別に連絡します。

●応募上の注意
・応募作品は近作・未発表のものに限りその使用権は、主催者に帰属する。
・入賞作品はネガ、ポジ、もしくはデータを提出する。
・展示会終了後、入賞作品を除き、希望者に返却する（返却は窓口のみ対応）。

●問合せ
産業振興課